

第 4 4 号議案

東京都台東区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）の廃止に伴い、規定の整備を図るため提出します。

## 東京都台東区応急福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都台東区応急福祉資金貸付条例（昭和46年10月台東区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2） 台東区内（以下「区内」という。）に引き続き6月以上住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）を有すること。

第4条の2第1号中「引続き」を「引き続き」に、「居住している」を「住所を有する」に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月9日から施行し、同日以後の貸付けの申込みに係るものについて適用する。